

暑中お見舞い申し上げます



(ノルウェーのフィヨルド)

当事務所は8月15・16の両日は夏季休日とさせていただきます。

厳しい暑さが続いておりますが皆様いかがお過ごしでしょうか。

千秋弁護士とともに都大路法律事務所を開設して8年が経過しましたが、だんだんと取り扱い業務が広がり事務所が手狭になりました。さらにまた業務体制を充実させるため本年10月にはフレッシュな新人弁護士を当事務所を迎え入れる見とおしになったことから、秋口に事務所を移転することにいたしました。少し先ですが本年9月下旬に移転する予定です。場所は同じ中京区ですが長年馴染んできました河原町二条周辺を離れ、西へ数百メートル移動し、今度の事務所は烏丸丸太町周辺になります。近くには商工会議所や京都新聞本社があります。電話番号は変わりません。徒歩では地下鉄の丸太町駅が最寄り駅となります。あらためて詳細な案内をお送りいたしますが、ご予定方どうぞよろしく願います。

嘉博

安保

司法改革審議会の最終意見書が、6月12日に内閣へ提出、公表されました。今後、ますます、法曹三者には改革が求められるところです。当事務所も、今後の事務所のあり方を検討したところ、市民の方に身近な事務所として業務を充実するために、事務所の移転、新人弁護士の入所という転機を迎えることになりました。

現在、事務所のある河原町二条は、裁判所には少し遠いですが、法務局、銀行等が近く、大阪の裁判所に行くにも便利で、また、裁判所への行き帰りは、普段は、猛スピードで自転車をこいでいますが、たまに時間があるとき、古美術や書道の店がある寺町通りを歩くのは、気分転換になり大変気に入っています。それで、移転するのは、少々後ろ髪を引かれる思いもありますが、移転先の近くには室町通り等があり、寺町通りとは違った京都の伝統に触れることが出来るようなので、楽しみにしています。さらに、事務所が広くなりますので、依頼者の方々と落ち着いてゆっくりお話が出来ようになったり、私の周りの書類の山もすっきり片づけることが出来るのではと期待しています。

体力的には年齢を感じることも多くなりましたが、新人弁護士に負けないよう、新しいことに挑戦する喜びの気持ちは持ち続けたいと思います。

安保千秋

動き始めた個人再生手続

今年の4月から個人再生法が実施されています。個人再生とは銀行の住宅ローンやクレジット、サラ金、商工ローンなどで支払が困難となった個人の債務者を借金苦から救済するためのもので、会社が利用する民事再生法の個人版です。長年このような制度の実現が待ち望まれていたものです。

1.特徴と利点

これまで個人が借金を整理する方法としては破産が任意整理（調停を含む）しかありませんでした。任意整理は単なる交渉であり強制力がないので、業者がノーといえなければどうしようもありませんでした。他方、破産は、商売や家はもちろん、車、家財道具など全てを手放して文字どおり裸になることが求められる制度です（実際には、家財道具や古い車は例外として持ち続けられます）。

これに対して個人再生は、収入から最低生活費を除いた一定の金銭を将来3年間に限り払えば、残りは全債務を免除してもらえる制度です。破産と異なり、一定額の支払を3年間しなければなりません、家や車を手放さずに済むのが利点です。

2.条件

大幅にカットしてもらえる借金は無担保の債務に限られています。住宅ローンだけは支払の延期が認められますが、それ以外の担保をとられている借金は対象になりません。また債務総額が住宅ローンを除いて3000万円以下であることや、継続して3年間は返済できるある程度の収入の見通しのある人であることが必要ですが、サラリーマンに限らず自営業者も利用できます。当事務所でも4月以降既に取り扱っています。



財産管理のあれこれ

個人の財産は、その個人が管理する自己管理が原則です。しかし、本人が管理が出来ない場合に備えて、法律は財産管理の制度を設けています。法律業務の中でよく利用する財産管理の制度を簡単にご紹介します。

1.成年後見制度

民法の「禁治産」、「準禁治産」制度を改正し、昨年から施行されています。成年後見制度は、精神上的の障害によって、判断能力が十分でない方（痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護するための制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」があり、援助者の権限もタイプによって異なります。援助者は、身の回りに配慮しながら財産を管理します。

2.不在者財産管理制度

長い間、行方不明になっている方（法律上は、「不在者」といい、「従来の住所又は居所を去って容易に帰来する見込みのない者」をいう。）の財産を管理する制度です。例えば、夫が行方不明になったが、夫がたくさん借金を抱えていることが判明。夫名義の家があり、競売になればローンの余剰はないが、任意処分をすれば余剰があり、返済に充てることが出来る場合。不在者の財産管理人が、債務の調査をし、裁判所の許可をもらって家を売却し、債務者に返済をします。

3.相続財産管理制度

相続人のあることが明らかでない状態で死亡した方の財産を管理する制度。相続財産管理人は、相続人を捜索し、財産を管理し、債権者のために財産の清算などをします。相続人の不存在が確定し、清算しても財産が残った場合、裁判所の審判によって特別縁故者等に財産を分与したりしますが、それでも残った財産は、国に渡すことになります。

財産管理を適正に行うためには、チェックシステムが重要です。いずれも、管理人は、裁判所から選任され、裁判所の監督を受けます。また、家の売却等財産の処分や重要な変更は、裁判所の許可が必要です。



京都弁護士会・KBS京都共同製作 陪審ドラマ「あなたが裁く」
2000.10.9 収録前のリハーサル 立命館大学松本記念ホール
（旧京都地裁15号法廷）
弁護士（安保千秋）の反対尋問（手前右の後姿は中島貞夫監督）